

## 空き家等の利用を希望する方（買い手・借り手）の利用手順

	事項	内容
1	利用登録申込み	<p>空き家・空き地バンクの利用を希望する方は、次の書類に必要事項を記入のうえ、少子化・人口減少対策課に提出してください。（郵送可）</p> <p>【必要書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常陸太田市空き家・空き地バンク利用登録申込書（様式第12号）</li> <li>・誓約書（様式第13号）</li> </ul>
2	問合せ・現地見学	<p>気になる物件がありましたら、お気軽にお問合せください。現地の見学を希望される場合には、物件の所在地、協力業者をご案内します。</p>
3	物件交渉の申込み	<p>登録物件の購入・賃貸を希望される場合は、次の書類に必要事項を記入のうえ、少子化・人口減少対策課に提出してください。（郵送可）</p> <p>【必要書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常陸太田市空き家・空き地バンク物件交渉申込書（様式第21号）</li> </ul>
4	物件交渉	<p>物件交渉の申込み後に、空き家物件登録者及び契約交渉の仲介を行う仲介業者に、市から連絡をします。</p> <p>その後、仲介業者の仲介により契約交渉をすることになります。</p> <p>※ 仲介業者の仲介には、宅地建物取引業法の規定に基づく仲介手数料が発生します。</p> <p>※ 市は仲介及び契約に関するトラブル等については、一切関与しません。</p>



やっぱり住むなら ひたちおた  
ー常陸太田市空き家バンクー

じょうづるホーム

### 【問合せ・申込み】

〒313-8611 茨城県常陸太田市金井町 3690 番地

常陸太田市 企画部 少子化・人口減少対策課

TEL 0294-72-3111（内線 314・346）／FAX0294-72-3002

kikaku3@city.hitachiota.lg.jp